

学校いじめ防止基本方針

大阪府立高石高等学校
平成30年7月31日改訂

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「勉学・部活動・学校行事の三分野すべてに情熱をもって取り組み、しかる後に自分の望む進路に到達する心爽やかで逞しい生徒を育成する。」ことを教育目標としており、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

組織を置くことで、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となります。また、スクールカウンセラー等の活用により、より実効のないいじめの問題の解決を図ります。

(1) 名称

「いじめ防止・対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、
教育相談委員長、人権・平和教育推進委員長、担任

(3) 役割

ア 未然防止

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ 早期発見・事案対処

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

高石高等学校学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 高校生活支援カードによって把握された生徒状況の集約 校外学習	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 校外学習	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 校外学習	第1回 いじめ防止・対策委員会(年間計画の確認、問題行動調査結果を共有) 「学校いじめ防止・対策基本方針」のHP更新
5月	人権HR			PTA総会で「学校いじめ防止・対策基本方針」の趣旨説明
6月	体育祭 保護者懇談週間(学校と家庭の情報共有)	体育祭 人権HR 保護者懇談週間(学校と家庭の情報共有)	体育祭 人権HR 保護者懇談週間(学校と家庭の情報共有)	公開授業週間(授業改善の促進)
7月	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施 いじめアンケート実施	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施 いじめアンケート実施	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施 いじめアンケート実施	アンケート回収箱の設置 第2回委員会(進捗確認)
9月	文化祭	文化祭	文化祭	
10月	人権講演会	人権講演会	人権HR	上半期のいじめ状況調査 第3回委員会(状況報告と取組みの検証)
11月	保護者懇談(家庭状況の把握)	保護者懇談(家庭状況の把握)	保護者懇談(家庭状況の把握)	公開授業週間(授業改善の促進)
12月	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	アンケート回収箱の設置
1月				
2月				第4回委員会(年間の取組みの検証)
3月				

5 取組状況の把握と検証(PDCA)

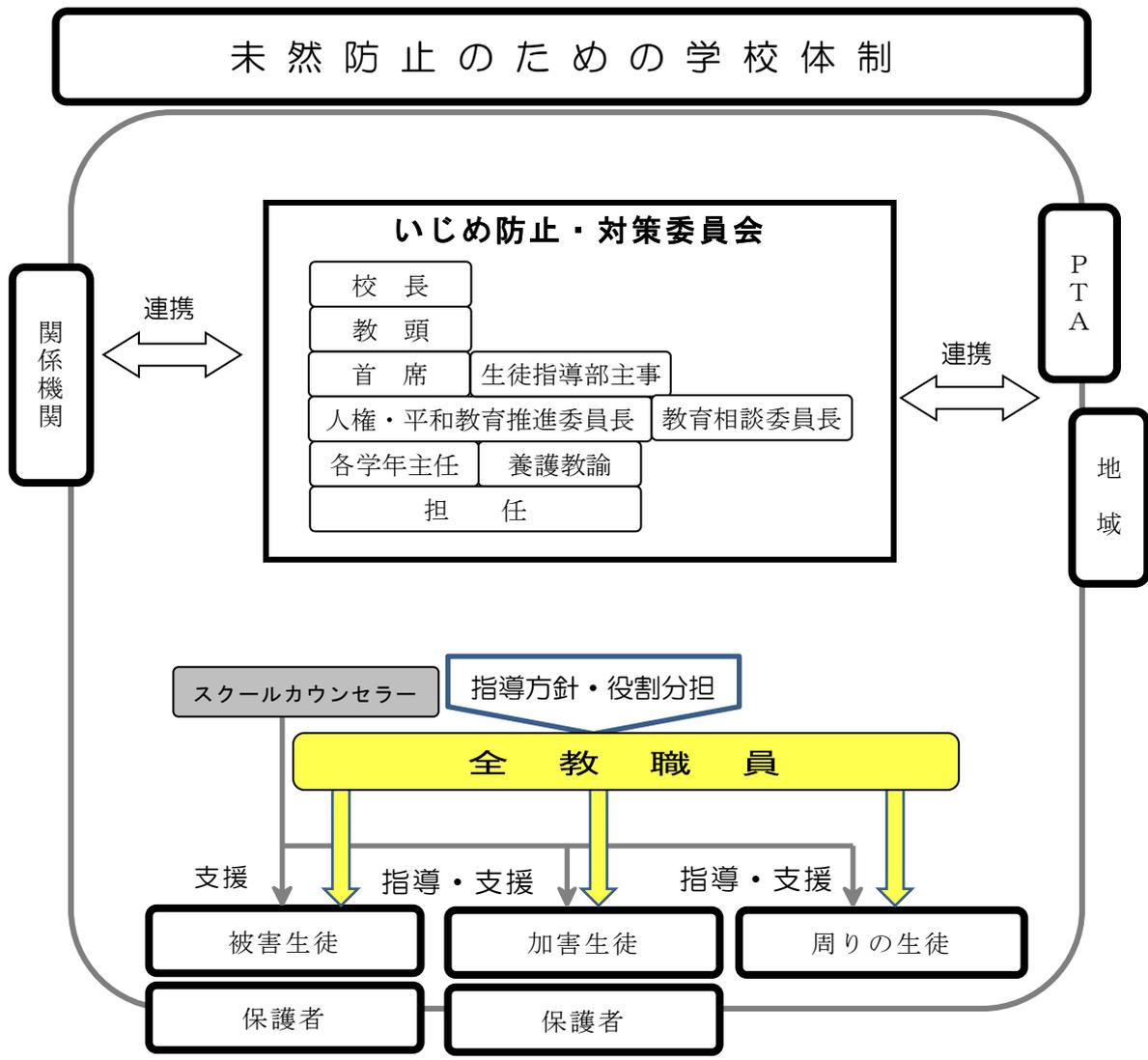
いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、いじめ防止・対策委員会を年4回開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの防止や対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、(道徳)、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



2 いじめの防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員には、大阪府より提供されている「いじめ対応マニュアル」「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」「いじめ防止指針」などを活用し、問題点と情報を共有する。

生徒に対しては、アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」を通じて問題の早期発見といじめについての共通認識を図る。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、校規・校則を遵守する美風の育成につとめ、日常的なホームルーム活動・クラブ活動等を通じ、社会人として要求される道德観と人間関係の育成能力を養う。

(3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、問題の発生を未然に防ぐという事前指導が望ましいと考える。その観点から問題生徒の早期発見に努め、教師相互の情報交換をはかる。また、カウンセリングの係の努力はもとより教師全員がカウンセラーとして生徒の精神的な健康を高め、あるいは精神的な不健康に陥るのを予防し、個々の生徒の人格発達を助けるよう円滑な教育相談の進展をはかる。

また、分かりやすい授業づくりを進めるために授業アンケートを活用し、生徒の声に耳を傾

けるように努力する。生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、クラス・学年・クラブなどで教職員が生徒の個性をよく理解し、一人一人の集団での役割を理解しその能力を伸張すべく指導するストレスに適切に対処できる能力を育むために、各種適性検査・面接等により、性格・悩み・不満等の問題点の発見につとめ、早期の問題解決を図る。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、「いじめられる側にも問題がある」という教職員の認識は、いじめを容認する環境を生み、いじめられている生徒を孤立させいじめを深刻化させる。また、障がい（発達障がいを含む）について、適切に理解した上で、生徒に対する指導に当たる必要がある。

- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者に役立っていると感じ取ることのできる機会を設ける。また、地域社会とのつながりにおいて、自己の果たすべき役割を具体的に考え行動出来るよう、様々な取り組みに積極的に参加し、全ての生徒が自己有用感・自己肯定感を監督し、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう体験の機会などを積極的に設ける。
- (5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、生徒会による各種学校行事等の機会を捉え、いじめ撲滅キャンペーンや宣言、相談箱の設置などを奨励する。また、通信媒体上のトラブルについて学び、情報モラルの向上を図る取り組みを積極的に行う。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあってはいる生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えたりすることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝え、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあってはいる場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

教職員に対して研修を実施すると共に、日常的な生徒の動向に関する情報交換を密に行う。いじめを未然に防止するためには早期の感得が最も大切であり、当該生徒の微細な発言・行動・態度から、その置かれた状況や精神状況を推し量る能力と感性の伸張が求められる。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- (2) 保護者と連携して生徒を見守るため、日常的に保護者との連携を密にすると共に、定期的な保護者懇談においては十分に生徒の状況把握を行う。また、定期懇談のみならず必要に応じて保護者懇談を実施し、いじめの早期発見に努める。
- (3) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、管理職・教育相談担当を中心として、生徒相談室やスクールカウンセラーの活用を図る。また、生徒・保護者の悩みを積極的に受け止められ適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (4) 保健室や相談室の利用について、保護者・生徒にPR活動を行うことにより、相談体制を広く周知する。

- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについては管理職の一元管理とする。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じ、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止・対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめた生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ防止・対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。
いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。
「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。
- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。
そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。
体育祭や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ防止・対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。（相当の期間：少なくとも3か月を目安）

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察を行います。

第5章 その他

本校では、生徒各自の進路選択が多様であるため、それぞれの進路に応じた学習能力の育成が不可欠である。生徒各自が日常の学校生活に目標を持ち、積極的に自らの進路を切り開こうとする直向きな姿勢を保持し続けることが、自己肯定感・自己有用感を育てることとなり、その姿勢は、延いては異なる進路を目指す者への理解と寛容に繋がる。それぞれの進路を保証するべく「わかる授業」を展開し、必要十分な学力の育成に努める。また、連帯感・責任感を高め人間関係の構築能力を養うため、クラブ活動への積極的参加と活性化を図り、いじめを生み出さない環境を構築していくことも重要であると考えます。